

六、果敢に適應をはかれ

昨年暮れも押し詰まった十二月二十四日、私は中小企業関係者の方々と親しく懇談する機会を得ました。当日は時間の都合で出席者の方々の話を十分に伺えなかつたのは残念であります。それでも約一時間半あまり熱心な御意見を拝聴して色々と考えさせられ、また産業及び中小企業の行政をあずかる身として、その責務の重大さをより一層痛感した次第であります。

席上、中小企業関係者から出された御意見は、何れも最近の中小企業を巡る環境は急激に変化し、且つ極めて厳しく、このため抜本的な体質改善の策が必要であるということでありました。

思いますのに、日本経済は四十一年からの景気の上昇に乗って表面的には順調に推進しているかのように見受られますが、その底流では大きな構造変動に見舞われております。即ち、国内にあつては、労働力不足の深刻化、技術革新や消費構造の変化、対外的には発展途上国の追い上げ、特恵関税の供与問題、更に資本自由化の進展などであり、特に労働力不足と経済の本格的な

際化は、これまでの中小企業によって立ってきた基盤を大きくゆるがすものであります。

これまでのわが国中小企業の経済の基盤は、基本的には豊富且つ低廉な労働力の存在と、国際的には厳しい競争からいわば隔離された状態の中にあつたことに求められます。このような存立基盤の中にあつて、中小企業が設備や経営の近代化、合理化などに立ち遅れ勝ちになりました。そのため事態の変化に対する適応力の弱さは最早、歴然たるものになつてまいりました。

事態は急速且つ大きく変わろうとしております。労働力の不足とこれに伴う賃金の上昇は、従来の一時的のぎの方策では切り抜けることは不可能であります。国際化の進展は、低賃金を武器とした発展途上国製品の台頭と、資本金、技術力、経営力等で圧倒的に優位に立つ欧米先進国企業との苛烈な国際競争を不可避のものにいたしつつあります。

昭和三十八年に中小企業基本法が制定されました時、中小企業の生産性向上の遅れ、経営の近代化の遅れなどが、わが国経済の構造的な問題として把握されましたが、今や中小企業はこれらの問題に加え、経済環境の変化という新たな問題に直面しているわけであり、この意味におきまして、現下のわが国中小企業は従来からの立ち遅れの解消と環境変化への適応という二重の課題を解決することを要請されております。

中小企業が体質を改善し、苛烈な国際競争にも十分闘える企業に成長していくことは、国民経

済の均衡ある発展とわが国産業全体の国際競争力を強化していく上で基本的な前提となるものであります。

政府としてもこのような国民経済的な要請から、中小企業施設を最重点項目の一つとして取上げ、施策の拡充を図ってきたところであります。昭和四十四年度におきましても、協業化の推進、特定中小企業改善対策の創設、中小企業金融の円滑化並びに小規模企業対策の拡充等を中心に施策を展開する所存であります。

具体的には、第一に中小企業振興事業団資金の大幅な拡大を図って、最近とみに高まってきた中小企業者の高度化意欲に応えて、協業化、共同化事業を推進すると共に、その実施主体となる協業組合、協同組合等の組織化を促進することとしております。

第二は、最近の急激な環境変化に直面して、緊急に適応化を図る必要のある中小企業業種については、業界の自主性と責任に基づき構造改善を強力に推進することとし、このため金融面、税制面等からの格段の助成措置を構する所存であります。

第三は、合理化投資等に必要な資金の円滑な供給を図るため、政府関係中小企業金融三機関の融資規模を拡大すると共に、中小企業信用保険公庫への出資を増大して信用補完制度を充実することとしております。

更に小規模企業対策についても、経営指導員の待遇改善、増員、小規模企業振興委員制度の創設等、経営普及事業の拡充を中心として引き続き手厚く暖かい配慮を払ってまいりたいと考えております。

このような政府の施策を中小企業者が有効に活用され、自主的な努力を積み重ねられて、着実に当面する問題の解決に当たられるならば、必ずや立派な成果を上げることができるものと信じて疑いません。

最後に繰り返しますが、四十年代のなかばに突入して、中小企業を取り巻く環境は内外とも極めて厳しいといわねばなりません。今こそ、このような環境変化に即応して、中小企業者が積極果敢に適應を図られるよう期待するものであります。